

## 随時監査（工事監査）結果報告書

1 監査の期日 平成14年2月18日（月）

2 監査の対象工事 I 堂池改修工事  
II 大日池改修工事

3 監査の対象部課 生活経済部 農林水産課

4 監査の方針

今回の監査は、地方自治法第199条第5項の規定に基づいて行うものであり、工事監査対象工事が関係法令、条例、規則、要領、工事請負契約書により実施計画、設計、施工及び工事事務が適正に執行されているかを主眼として実施した。

5 監査の方法

監査にあたっては、あらかじめ農林水産課より関係書類の提出を求めるとともに、関係職員及び関係業者から説明を聴取し、書類審査及び現地調査を行った。

なお、この監査では技術調査業務を協同組合 総合技術士連合に委託し、同組合から岡田 正隆技術士の派遣を得て監査を実施した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。

## II 大日池改修工事

1 工事場所 高砂市阿弥陀町阿弥陀

### 2 工事概要

#### (1) 工事内容

取水施設工

底樋工（スライドゲート）φ 600m/m 一式

斜樋工（スライドゲート）φ 125m/m 一式

護岸工

積ブロック工 H = 1.4 m L = 8.9 m（北側）

H = 3.3 m L = 1.4 m（西側）

#### (2) 工事請負業者

有限会社 春日野企画

高砂市春日野町4-35

指名競争入札（低入札価格調査制度適用） 12社 1回

#### (3) 設計委託業者

北居設計 株式会社

指名競争入札 8社 1回

#### (4) 事業費

契約金額 12,390,000円

#### (5) 工事期間

平成13年11月20日～平成14年3月10日

#### (6) 工事進捗状況

実施出来高： 60%（計画出来高： 78%）

#### (7) 工事監督員

生活経済部 農林水産課 係長 吉岡 一夫

### 3 書類調査における所見

市の工事関係書類は、必要にして十分整理できており、請負業者の工事関係書類は、工事の進捗に合わせて整理ができています。

提示された書類を検分し、疑問点は関係者に質問し、当工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監理（監督）・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施態様について調査した。

その結果は、総括的には良好であり、評価できるものと判断する。

調査した事項のうち主な内容の要点を以下の各項に示し、注意、指導及び検討を要する点については同項に示すものとする。

#### (1) 工事着工前における調査事項

##### ① 設計図書に関する書類について

当該工事は、大日池の下流域へ用水を供給する斜樋及び底樋が老朽化して機能が低下したため、それらを取り替えるのと同時に、池北側の農地との境界が現在板棚で崩落しかかっていたので、棟ブロック積擁壁にするものである。

構造設計は、「兵庫県土地改良事業技術基準」（兵庫県農林水産部農地整備課 平成10年10月）に基づいていた。

棟ブロック用積擁壁は、標準タイプが採用されており、基礎地盤については、支持力を確保するために、セメント系改良材により改良する設計となっていた。

県道を横断して布設する底樋を構築するための土留工について、準拠している設計基準が明確でなかったため確認したところ、日本道路協会の「道路土工 仮設構造物工指針」に基づいているとのことであった。

また、同計算書において上載荷重が記載されていなかったため確認したところ、 $10\text{KN}/\text{m}^2$ を考慮しているとのことであった。

上載荷重については、計算書に明記しておくよう指示した。

##### ② 積算に関する書類について

数量計算書は、擁護壁工、仮設工、底樋及び斜樋構築工、ゲート工等の工種別に分類し、項目別に根拠略図を付けて計算され、総括表にまとめて整理ができており、監督員による確認ができていた。

積算は、農業農林整備情報総合センターの標準積算システム（土木工事）に基づいて行われていた。

単価については、兵庫県建設資材単価を採用し、これらにないゲートについては一社から見積書を徴取して、その価格を採用していた。

必要に応じて代価表を作成し、積算は設計者と別に検算しており、主

要工種について重点的に調査した結果、問題となる点は見当たらず、全体として適正な積算方法と内容であると判断した。

③ 契約に係る書類について

請負業者の落札額が調査基準価格を下回っていたが、低入札価格調査が行われ、その結果が報告されており、良しと判断した。

契約に必要な書類は完備されており、民間金融機関の公共工事履行保証書及び前払金の保証証書が提出されており、その内容は適正であった。

請負業者の労災保険加入について確認したところ、加入していないとのことであったので、早急に加入するよう指示した。

工事に対する損害賠償責任保険及び土木（建設）工事保険については加入し、その写しが提出されており、また建設業退職金共済組合証紙購入収納書についても提出されていた。

現場代理人及び主任技術者の届けは提出されていたが、資格証写しが見当たらなかったため確認したところ、保有資格でなく経験年数に基づいて承認したとのことであった。

なお、経験年数については、指名願受付時に確認しているとの回答があった。

(2) 工事着工後における調査事項

① 施工管理に関する書類について

請負業者から提出された施工計画書は、施工方法についての記述が不十分で、また合否判定基準についての記載も見当たらなかった。

今後は、土木工事共通仕様書等の内容を転記させるか、同種工事で他の会社の参考例を提示して、施工計画書の内容について、施工計画書の内容についてレベルアップを図るよう要望した。

止水壁コンクリートの打継目処理について、施工計画書に施工方法が記載されていなかった。

工事完了後の漏水に関わる重要な工種であるのでグリーンカット、斫り等の工法検討を行うよう指示した。

産業廃棄物処理に関して、工事に着手する前に、産廃処理業者との契約書の写し、産廃処理業者の許可書の写し、処理場の位置及び運搬経路を明確にした処理計画書を提出させて、市側で確認しておくよう指示した。

② 使用材料承認願及び試験・検査等に関する書類について

設計図及び施工図に基づいて使用材料承認願が提出され、担当者が内容を確認のうえ、押印した書類が残されていたが、承認を必要とする材料一覧表が見当たらなかったため、請負業者から一覧表を作成・提出させ、市

で内容を確認したうえで、それに基づいて承認願を提出させるよう指示した。

③ 施工監理（監督）に関する書類について

施工計画書、工事実施工程表及び工事打合せ簿等の必要な書類は整理されており、監理（監督）は概ね適切に行われている。

設計変更等の協議について、その経緯がわかる資料・記録が作成されていなかったため、その都度作成しておくよう指示した。

4 現場施工状況調査における所見

本調査時点における出来高は60%で、計画の78%より工程が遅れていたが、工期内に工事が完了するように施工体制を見直し、工程を変更することとなった。

工事は目視の限り、設計図書に従って施工、構築されており、特に問題となる点は見当たらなかったが、調査した事項のうち主な内容の要点を以下の各項に示し、注意、指導及び検討を要する点については同項に示すものとする。

(2) 工事施工状況における調査事項

① 工事施工状況について

現場は、北側の擁壁工事が完了し、県道を横断する底樋の布設が行われていた。

北側擁壁の高さについては、農地所有者と協議して変更したとのことであった。

同擁壁天端の平坦性について実測したが、特に問題となる点は見当らなかった。

底樋の中心位置が土留工掘削の中心より南側にずれているため、ヒューム管と壁面との隙間の埋戻し土が、タンパーでは十分締め固められない可能性があるため、突き棒等の使用を検討するよう指示した。

N T Tケーブル、水道管等の地下埋設物等については、埋戻し完了後の鋼矢板引抜時に切断の危険性があるため、十分注意するよう指示した。

② 安全管理状況等について

現場に建設業許可票及び労災関係成立票は、掲示されていなかったため、早急に掲示するよう指示した。

使用されている重機は、すべて排出ガス対応、騒音対策型で定期点検を受けていたが、一部排出ガス対応、騒音対策型であることを示すシールが見当らなかったため、貼付しておくよう指示した。

県道部分の工事について、夜間の安全管理状況を確認できる写真が見当  
らなかったので、撮影しておくよう指示した。